

ID: 402

担当部署: 上下水道局

処分の概要	船舶用水の販売許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第36条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (給水の濫用等の禁止) 第36条 使用者は、給水を濫用し、又は所定以外の用途に使用し、若しくは販売してはならない。ただし、船舶用水は、市長の許可を得て販売することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日